

# おくやみ手続きチェックリスト〔士別市〕

亡くなられた方	( 年 月 日生)
亡くなられた日	令和 年 月 日
届 出 日	令和 年 月 日

このたびは、大切な方のご逝去に心よりお悔やみ申し上げます。

ご家族が亡くなられた際には、市役所をはじめ様々な手続きが必要となります。

手続きにかかる時間やご負担は大変大きなものとなりますが、市役所の手続きについてはこのチェックリストを活用していただき、必要な書類を持参のうえ士別市役所または朝日支所、最寄りの出張所（上士別・多寄・温根別）にお越してください。

手続きの際はチェックリストの必要書類のほか、手続きをされる方の本人確認が必要になりますので、「マイナンバーカード」や「運転免許証」などを忘れずに持参してください。

## 「おくやみワンストップ窓口」のご案内

スマートフォンやタブレットでQRコードから来庁日時をご予約いただくと、各窓口で必要な手続きを市役所本庁舎の専用窓口（ワンストップ）で受付いたします。



※土日・祝日、年末年始（12/29～1/3）は受付できません。

※予約は来庁日の前日までに登録をお願いします。

【登録フォーム】

○登録後、予約完了のメールが届きますので、来庁場所を確認してください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

ご不明な点がありましたら、遠慮なくお問い合わせください。

開庁時間	8時30分～17時15分 (土曜・日曜・祝日、年末年始を除く)
------	------------------------------------

〒095-8686 北海道士別市東6条4丁目1番地



士別市

URL <http://www.city.shibetsu.lg.jp>

市役所代表電話：0165-23-3121

朝日支所：28-2121

上士別出張所：24-2207

多寄出張所：26-2004

温根別出張所：27-2324

□市役所本庁舎での手続き場所（1階窓口）

窓口 番号	窓 口 名	該当	受付 (済)	□手 続 きの 内 容 ●手続きに必要なもの	担当課の連絡先 市外局番(0165)
1	住 民 票 戸籍証明			<input type="checkbox"/> 世帯主の変更 新しい世帯主をご検討の上、来庁してください。	市 民 課 戸籍住民係 ☎26-7577
				<input type="checkbox"/> 印鑑登録 ●印鑑登録証（返還してください。） 見当たらない場合はその旨を申し出ください。	
				(手続きメモ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
2	国 保 後期高齢者 年金 医療費助成 の こと			<input type="checkbox"/> 年金（未支給年金・遺族年金など） ●亡くなられた方の年金証書・年金手帳 ●死亡診断書のコピー ●通帳・印鑑・マイナンバーカード（または通知カード） ●手続内容により必要書類が追加になる場合があります。	市 民 課 給付年金係 ☎26-7703
				(手続きメモ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/> 医療給付（重度・ひとり親・乳幼児医療等） ●受給者証（返還してください。）	
				<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険 （証の返還・葬祭費の申請・保険料の還付など） ●被保険者証・限度額認定証 ●喪主・施主など葬祭執行者を確認できる書類 （会葬礼状や葬祭費用の領収書など） ●喪主・施主など葬祭執行者の通帳 ●相続人代表の方の通帳 ●手続内容により必要書類が追加になる場合があります。	
				(手続きメモ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/> 国民健康保険（証の返還・葬祭費の支給申請など） （証の返還・葬祭費の申請・保険税の還付など） ●被保険者証（亡くなられた方と家族の分） ●限度額認定証（亡くなられた方と家族の分） ●喪主・施主など葬祭執行者を確認できる書類 （会葬礼状や葬祭費用の領収書など） ●喪主・施主など葬祭執行者の通帳 ●相続人代表の方の通帳 ●手続内容により必要書類が追加になる場合があります。	
		(手続きメモ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	市 民 課 国 保 係 ☎26-7712		

窓口 番号	窓口名	該当	受付 (済)	<input type="checkbox"/> 手続きの内容 ● 手続きに必要なもの 担当課の連絡先 市外局番(0165)
3	市税証明 税金のこと	該当 する 方	<input type="checkbox"/> <b>住民税</b> 納付義務者が亡くなられた場合は、相続人代表者の指定届の提出が必要です。	税 務 課 市民税係 ☎26-7720
			<input type="checkbox"/> <b>軽自動車税</b> 軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車を所有しているときは、名義変更が必要です。 車両の種類により手続き先が異なります。(詳細は別紙)	
			<input type="checkbox"/> <b>固定資産税</b> 土別市に土地・家屋を所有しているときは、名義変更が必要です。 ● 相続人代表の方の「マイナンバーカード」か「通知カードと本人確認書類」 詳しい手続きは別紙をご覧ください。	税 務 課 資産税係 ☎26-7723
			<b>(手続きメモ)</b> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/> <b>市税の口座振替(変更・停止)</b> ● 通帳と金融機関の届出印	税 務 課 納 税 係 ☎26-7718
			<input type="checkbox"/> <b>納税の相談</b>	
			<b>(手続きメモ)</b> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
4	上下水道 市営住宅 のこと	該当 する 方	<input type="checkbox"/> <b>上下水道</b> ● 新しい支払者の通帳と金融機関の届出印 ● 手続内容により必要書類が追加になる場合があります。	上下水道局 経営料金係 ☎26-7725
			<b>(手続きメモ)</b> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/> <b>公営住宅</b> ● 印鑑 ● 死亡診断書のコピー ● 手続内容により必要書類が追加になる場合があります。	建 築 課 住 宅 係 ☎26-7726
			<b>(手続きメモ)</b> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

窓口 番号	窓口名	該当	受付 (済)	□手続きの内容 ●手続きに必要なもの	担当課の連絡先 市外局番(0165)
5	市民相談 自治会 ごみのこと	該当 する 方		<input type="checkbox"/> しべつ霊園・市内共同墓地 納骨、分骨をする際や使用者の方が亡くなった場合には、手続きが必要です。 ●火葬許可証、墓地使用許可証など ●手続きにより必要書類が異なりますので、事前に問い合わせください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">             火葬後に返却される火葬許可証は、お墓や納骨堂に納骨をする際に必要となりますので、大切に保管してください。           </div>	都市環境課 環境係 ☎26-7734  【朝日地区共同墓地は下記まで】 朝日支所 地域生活課 ☎28-2121
				(手続きメモ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	都市環境課 環境係 ☎26-7734
7	福祉 まるごと 相談窓口	該当 する 方		<input type="checkbox"/> 介護保険 ●保険証（返還してください。） ●相続人代表の方の通帳	介護保険課 介護保険係 ☎26-7749
				<input type="checkbox"/> 児童手当 手当の受給者が亡くなられた場合に手続きが必要です。 ●新たに受給者となる方の通帳、保険証、お子さん名義の通帳 ●手続内容により必要書類が追加になる場合があります。	こども・子育て応援課 子育て支援係 ☎26-7759
				<input type="checkbox"/> 障がい者 ●障害者手帳（返還してください。）	福祉課 福祉係 ☎26-7744
				<input type="checkbox"/> 生活保護 ●死亡診断書のコピー	福祉課 生活支援係 ☎26-7743
			(手続きメモ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		

※一部の手続きについて、出張所では受付できないものがあります。

## □市役所以外の主な手続き

亡なられた方の状況に応じて、市役所以外でも様々な手続きが必要になります。

主な手続きと手続き先は次のとおりですので、詳しくは各手続き先に確認してください。

●会社の保険証を使用していた	○お勤め先か加入していた健康保険組合
●生命保険に加入していた	○加入していた生命保険会社または代理店
●銀行や郵便局の口座がある	○各金融機関か郵便局の窓口
●自営業などで確定申告をしていた人が亡くなった	○名寄税務署（電話 0165-2-2157）
●相続で財産を取得し相続税がかかる	
●携帯電話やインターネットを使用していた	○各契約会社
●電気、ガスを使用していた	○各契約会社
●土地や建物などの相続手続きを専門家に依頼したい	○最寄りの司法書士に依頼する
●税金の関係を専門家に相談したい	○最寄りの税理士に依頼する